

副学科履修に関する内規

制 定 平成16年9月21日
一部改正 平成20年2月19日

(趣旨)

第1条 この制度は、工学部学生の入学した学科を主学科（以下「主学科」という。）とし、もう一つ、他の学科（以下「副学科」という。）の指定した授業の単位を修得することによって、主学科卒業時に、副学科修了の認定を与えるものである。

(履修の申請)

第2条 副学科の履修を希望する学生は、第1年次後期以降、指導教員と相談の上、当該副学科の長に申し出て許可を得なければならない。

2 前項の申請をする学生は、申し出た期以前のいずれかの期において、20単位以上を修得し、その4分の3以上の単位の評価が「優以上」でなければならない。

(授業科目、単位数、履修方法)

第3条 副学科に係る授業科目、単位数及び履修方法は、別に定める。

2 副学科履修のために使用した単位は、主学科卒業に必要な単位と重複することができない。

3 副学科履修の許可を得る以前に修得した副学科として認定可能な単位は、履修許可を得た後、申し出により当該副学科の単位に算入することができる。

(履修の中止)

第4条 副学科の履修を中止するときは、速やかに指導教員と相談の上、副学科の長に申し出るものとする。

2 副学科の科目として修得した単位は、可能なものに限り主学科の卒業単位に算入することができる。

(単位認定、修了判定)

第5条 副学科の単位認定は、当該副学科の担当教員が行い、修了判定は、教授会が行なう。

附 則

1 この内規は、平成16年10月1日から施行し、平成16年度入学者から適用

(副学科履修に関する内規)

する。

- 2 建設学科では建築学コースと建設工学コースの2つのコース制をとっているため、各コースを副学科相当として取り扱う。なお、建設学科の学生は入学したコースを主学科とし、もう一つのコースを副学科とすることができる。

附 則

- 1 この内規は、平成20年4月1日から施行し、平成20年度入学者及び平成22年度第3年次編入学者から適用する。
- 2 この内規の施行の日において平成19年度以前の入学者及び平成21年度以前の第3年次編入学者については、なお従前の例による。